

建設業者等の指名停止について

令和8年7月28日

土木部監理課

1 指名停止措置業者

(1) 中央開発株式会社

入札整理番号 50-1340

主たる営業所 東京都新宿区西早稲田 3-13-5

(2) 上記(1)の者が構成員となっている共同企業体

2 指名停止期間

令和8年7月28日から令和8年8月10日まで

3 指名停止の理由

上越地域振興局妙高砂防事務所発注の栗沢地区大規模特定砂防（地すべり）補正地質調査業務委託において、令和8年7月1日に関係者1名が負傷する事故を発生させたことが、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項（別表第1、第7号）に該当するため。